

般-13 第9918号	山口商事有限会社	山口 賢造	長野市大字安茂里西河原3608	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業及びとび・土工工事業）の取消し	平成18年9月14日	平成18年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第18639号	有限会社ファミリー建築中澤	中澤 清	長野市吉田5-26-43	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年9月14日	平成18年9月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15 第22434号	株式会社リュース匠	寺島 琢也	諏訪郡富士見町富士見5983-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業）の取消し	平成18年9月20日	平成18年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-18 第23029号	有限会社図模	高橋 元生	安曇野市穂高牧166-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（塗装工事業及び造園工事業）の取消し	平成18年9月22日	平成18年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第3547号	有限会社日本不動産	猿田一武	松本市清水1-6-18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業）の取消し	平成18年9月29日	平成18年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

土木政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月13日

長野県上小地方事務所長 田 中 利 明

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び予定数量

A重油 40,000リットル

#### (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期間

契約の日から平成19年3月31日までの別に定める日

#### (4) 納入場所

上田市材木町1-2-6

長野県上田合同庁舎

#### (5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者ではないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者ではないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上小地方事務所 地域政策課

電話 0268(25)7111

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所（郵送による入札は受付けません。）

ア 日時 平成18年12月1日 午前10時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 302・303号会議室

#### (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細については、入札説明書によります。

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月13日

長野県上伊那地方事務所長 竹松政博

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び予定量

A重油 52,000リットル

## (2) 物品等の特質

硫黄分質量0.8パーセント以下

## (3) 納入期間

契約の日から平成19年3月31日までの別に定める日

## (4) 納入場所

伊那市伊那3497

長野県伊那合同庁舎

## (5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者ではないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者ではないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市伊那3497

長野県上伊那地方事務所 地域政策課

電話 0265 (76) 6800

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所（郵送による入札は受け付けません。）

ア 日時 平成18年11月30日 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 501・502号会議室

## (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細については、入札説明書によります。

管財課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年11月13日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

## 1 (1) 許可番号 平成18年10月16日

長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-19号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡御代田町大字御代田字大谷地2568-22、2568-33

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市西区阿波座1-5-16

大和システム株式会社 代表取締役 上島貫志

## 2 (1) 許可番号 平成18年6月26日

長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-21号

## (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市岩村田字狹石1444-1、1444-2、1444-3、1444-

8の内、1445-1

## (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福島県郡山市朝日3-7-35

ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良

- 3(1) 許可番号 平成18年6月22日  
長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字西川原1259-231
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区外神田6-8-3  
フリージアホーム株式会社 代表取締役 奥山治郎

建築管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年11月13日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 許可番号 平成18年8月29日  
長野県松本地方事務所指令18松地政第34-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字広丘高出字下桔梗ヶ原2170-43、2170-46
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市大字芳川村井町855-2  
株式会社ライフホーム 代表取締役 塚田和雄

建築管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月13日

長野県警察本部長 石井隆之

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入れをする物品等及び数量  
パーソナルコンピュータ641台及び周辺機器等一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成19年3月1日から平成19年3月31日まで
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者とします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部 警務部情報管理課  
電話 026-233-0110 内線 2421

**4 入札説明会の日時及び場所**

- (1) 日時 平成18年11月21日 午後1時30分
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

**5 入札手続等**

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年12月26日 午後1時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎304号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成18年12月25日 午後5時  
イ 場所 警察本部専用番号 380-8510  
長野県警察本部 警務部情報管理課

**6 入札者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年12月20日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

**7 入札保証金**

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**8 契約保証金**

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

**9 入札の無効**

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

**10 契約書作成の要否**

必要とします。

**11 落札者の決定方法**

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**12 その他**

詳細は、入札説明書によります。

**13 Summary**

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
641 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:  
From March 1, 2007 until March 31, 2007
- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description and specification
- (4) Contact place for information about the tender;  
description/conditions/and other inquiries:  
Information Management Division, Police Administration Department  
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City  
TEL:026-233-0110 Ext.2421
- (5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time:1:30PM December 26, 2006  
Place:Conference Room 304, Nagano Prefectural Government West Annex
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:  
Time:5:00PM December 25, 2006  
Place:Information Management Division, Police Administration Department  
380-8510(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquartes)

情報管理課

**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定により、長野県議会議長から監査の請求があった事項について監査した結果に関する報告を次のとおり提出したので、これを公表します。

平成18年11月13日

長野県監査委員 樽川通子  
同 東方久男  
同 宮澤敏文  
18監査第54号

平成18年（2006年）11月7日

長野県議会議長 萩原清様

長野県監査委員 樽川通子  
同 東方久男  
同 宮澤敏文

長野県議会からの請求に係る監査の結果について（報告）

地方自治法第98条第2項の規定により、平成18年10月19日付けて監査の請求がありました事項について監査を行ったので、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

（別紙）

長野県議会からの請求に係る監査の結果に関する報告

**第1 請求の受付****1 請求年月日**

県議会から監査の請求があったのは、平成18年10月19日である。

- 2 監査請求事項  
前丸山勝司代表監査委員に公務用として貸与していた携帯電話の使用料
- 3 監査請求事項に係る県議会からの趣旨等の聴取  
平成18年10月25日、監査請求事項の趣旨等を確認するため、県議会から説明を受ける機会を設けた。  
県議会を代表して清水洋議員は、前丸山勝司代表監査委員に公務用として貸与していた携帯電話（以下「本件公用携帯電話」という。）の使用について、公務との関連性や公金の支出として適切であったかなど不透明な状況にあるので、その真相を明らかにしてほしいと説明した。

**第2 監査の実施**

- 1 監査対象事務  
本件公用携帯電話の使用料に関し、違法又は不当な公金の支出の有無とした。
- 2 監査対象機関  
監査委員事務局を対象機関とした。
- 3 関係人調査  
地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第8項の規定により、本件公用携帯電話の使用状況を確認するため、平成18年10月25日、丸山勝司前長野県代表監査委員（以下「前代表監査委員」という。）から聞き取り調査を行った。

**第3 監査の結果**

- 1 事実関係の確認  
監査対象事務について、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。
- (1) 表監査委員及び監査委員の職  
監査委員は、法第180条の5第1項の規定に基づき、県の執行機関の一つとして設置されている特別職で、知事が議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に優れた識見を有する者及び議員のうちから選任される。
- 監査委員には、法により特定の職との兼職等が禁じられているほか、直接の利害関係のある事件については除斥規定もあり、公正不偏な監査を実施するために必要な規定が設けられている。

都道府県の監査委員の定数は4人で、長野県の場合、識見を有する者が3人、議会選出が1人と、監査委員に関する条例（昭和39年長野県条例第59号）で定められている。識見を有する者のうちから選任される監査委員を常勤とすることができ、都道府県にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は常勤としなければならないと法で定められている。長野県の場合、常勤の監査委員を1人選任し、代表監査委員が兼務している。

代表監査委員の主な職務は、監査委員に関する庶務、監査委員事務局職員の任免等である。

- (2) 公用携帯電話の貸与基準等  
長野県としての公用携帯電話の貸与基準や使用基準はなく、使用方法は、各人の判断に任されているのが現状である。
- (3) 本件公用携帯電話を貸与した経過  
前代表監査委員は、平成15年10月14日、長野県代表監査委

員に選任された。着任後すぐに「公用の携帯電話を貸与して欲しい」と監査委員事務局に伝えたが、同局職員は、「委員監査で出張の際は、委員監査の随行者に公用の携帯電話を貸与している」と説明し、前代表監査委員の要求を断った。

しかしながら、その後も再三「公用の携帯電話を貸与して欲しい」と催促されたことから、監査委員事務局は、平成15年12月、委員監査の随行者用に契約していた携帯電話を前代表監査委員に貸与することとした。その際に、「委員監査等で出張の際の連絡用として使用して欲しい」旨を複数の監査委員事務局職員が前代表監査委員に伝えていた。

#### (4) 本件公用携帯電話の使用料

本件公用携帯電話の平成15年10月以降のダイヤル通話料とパケット通信料（消費税抜き）は、次のとおりである。

なお、平成18年7月24日から、ウェブアクセスのパケット通信料が定額となる料金プランに変更している。

利用年月	ダイヤル通話料 ①	パケット通信料 ②	計 ①+②
平成15年10月	1,890	165	2,055
平成15年11月	2,254	0	2,254
平成15年12月	2,184	0	2,184
平成16年1月	1,344	264	1,608
平成16年2月	434	0	434
平成16年3月	98	0	98
平成15年度 計	8,204	429	8,633
平成16年4月	406	4,449	4,855
平成16年5月	224	7,903	8,127
平成16年6月	280	11,066	11,346
平成16年7月	560	7,459	8,019
平成16年8月	0	6,080	6,080
平成16年9月	84	8,490	8,574
平成16年10月	1,022	7,168	8,190
平成16年11月	476	5,970	6,446
平成16年12月	434	9,430	9,864
平成17年1月	294	6,773	7,067
平成17年2月	168	10,645	10,813
平成17年3月	504	16,092	16,596
平成16年度 計	4,452	101,525	105,977
平成17年4月	238	8,553	8,791
平成17年5月	42	8,209	8,251
平成17年6月	1,470	13,673	15,143
平成17年7月	112	13,761	13,873

平成17年8月	126	28,579	28,705
平成17年9月	28	20,181	20,209
平成17年10月	350	16,560	16,910
平成17年11月	196	22,197	22,393
平成17年12月	210	22,142	22,352
平成18年1月	42	16,536	16,578
平成18年2月	308	9,780	10,088
平成18年3月	84	15,774	15,858
平成17年度 計	3,206	195,945	199,151
平成18年4月	280	15,632	15,912
平成18年5月	770	8,024	8,794
平成18年6月	42	11,918	11,960
平成18年7月	320	2,445	2,765
平成18年8月	20	3,900	3,920
平成18年9月	460	3,900	4,360
平成18年10月	820	3,900	4,720
平成18年度 計	2,712	49,719	52,431
合 計	18,574	347,618	366,192

平成16年4月以降、本件公用携帯電話の使用料が増加したことから、監査委員事務局職員が前代表監査委員に使用状況を確認したところ、「必要なことに利用している。事務担当者が注意すべきことではない」旨の発言をされたことから、それ以降、監査委員事務局職員が前代表監査委員に使用状況を確認することはしなかった。

#### (5) 本件公用携帯電話のウェブアクセス履歴

前代表監査委員は、本件公用携帯電話本体に蓄積された各種情報を消去して返還したことから、本件公用携帯電話本体からウェブアクセス先やメールの送受信履歴を調べることはできなかった。

そこで、監査委員事務局は、平成18年7月24日に申し込んでいた携帯電話サービス事業者が提供するウェブアクセス履歴検索サービスを活用して、本件公用携帯電話が県に返還された後直ちに、同年7月24日以降のウェブアクセス履歴を入手した。

前代表監査委員が本件公用携帯電話を利用して閲覧していたウェブは、10月15日までは大手証券会社（1社のみ）の株価検索画面及びその画面にアクセスするための入口とも言えるメニュー画面のみであった。この株価検索画面に17企業（銘柄）を登録し、定期的に閲覧していた。当該画面から得られる株価情報は、銘柄ごとに、現在値、前日比、始値、高値、安値、出来高等である。

なお、本件公用携帯電話を利用して当該17企業の株式を売買していることは認められなかった。

17企業の株価を閲覧するためにアクセスした月日及び時間帯は、次のとおりである。

株価閲覧画面にアクセスした月日	17企業の株価閲覧画面にアクセスした時間
7月24日(月)	13時台
7月25日(火)	10時台、12時台
7月31日(月)	11時台、14時台
8月11日(金)	12時台
8月15日(火)	11時台
8月18日(金)	9時台
8月30日(水)	9時台、10時台、13時台、14時台
9月1日(金)	11時台、12時台、13時台、14時台
9月4日(月)	10時台、11時台、14時台、15時台
9月5日(火)	9時台、10時台、11時台、13時台、14時台、15時台
9月6日(水)	11時台
9月19日(火)	9時台
9月20日(水)	16時台

上記のうち、7月31日、8月30日、9月1日・4日・5日・6日は、本庁の部局を対象に委員監査を実施した日である。したがって、前代表監査委員は、委員監査を実施中に株価を閲覧していたことになる。

#### (6) 関係人調査の概要

##### ア アクセス履歴に関する説明

前代表監査委員は、平成18年10月17日に開催された県議会総務委員会において、「パソコンと携帯電話の両方を使ってホームページにアクセスしているが、新聞社のサイトや『2チャンネル』には携帯電話ではアクセスしていない。携帯電話では、簡単に画面を取得できるところにアクセスしている。」と発言していたが、関係人調査では、「メニューリスト画面からアクセスできる新聞社のサイトがほとんどである。また、ホームページへのアクセスだけでなくメールの送受信も行っていた。」と説明した。

総務委員会等でアクセス履歴を公表しなかった理由として、「監査委員には守秘義務があり、どのようなサイトにアクセスしていたかを公表すれば守秘義務違反となる。かりに私が公表すれば、大きな影響を与えることになる。また、監査業務に関する情報を入手するために使用したのであり、私的に使用していない。私的に使用していないのだから、そのことを証明することができない。」と述べた。

##### イ 監査委員事務局が取得したウェブアクセス履歴に関する証言

前代表監査委員が本件公用携帯電話でのアクセス履歴を具体的に説明しないこと、また、総務委員会と関係人調査での発言内容が異なることから、監査委員事務局が取得した平成18年7月24日以降の本件公用携帯電話のウェブアクセス履歴を前代表監査委員に説明した。

この説明に対し、前代表監査委員は、大手証券会社のサイトにアクセスしていたことを認め、「自分が買いたいと

思っていた銘柄を本件公用携帯電話に登録し、自身のポートフォリオ（個々の投資家が保有している金融資産の集合体）のために株価の動向に注目していた。公私の区別なく、公用の携帯電話でアクセスしていたことはルーズであった。」と述べた。また、「本件公用携帯電話の使用方法については、平成18年7月以前も以降も同様である。」と証言し、監査委員事務局が取得したウェブアクセス履歴の内容に異議は唱えなかった。

なお、前代表監査委員は、本件公用携帯電話でメールの送受信を行っていたと発言したが、携帯電話サービス事業者から入手した料金明細表では、平成18年8月1日から同年10月15日の間で、メールの送受信による課金はなかった。

##### ウ 使用方法及び使用料に関する説明

「公用として貸与された携帯電話に使用制限があることは知らなかった。私は民間企業の役員を務めたが、民間企業では、個人に電話を貸与されれば私的にも使用してくださいという意味である。辞職するまで民間感覚が抜けなかった。自分の行動や感覚的なものを60歳近くになって変えなさいと言われてもできないことが今わかった。」と述べた。

「月平均使用料約1万6千円が多いとは思っていない。多い、少ないは感覚の差である。平成18年6月県議会総務委員会で使用料が高いことを指摘されるまで、パケット通信料が定額となる料金プランにしていなかったことは思慮に欠けると発言したが、公用の携帯電話の使い方に思慮が欠けていたと思っているわけではない。」と述べた。

##### エ 委員監査中にアクセスした理由の説明

本庁の部局を対象に委員監査を実施している際に本件公用携帯電話でウェブにアクセスしていた理由として、「他の委員が監査しているときは、自分が発言する機会がなく手持ち無沙汰になるので、そうした時間にアクセスしていた。携帯電話でウェブにアクセスすることが癖になっていた。アクセスしたことで何か県政に生かされたかと聞かれても説明はできない。やってはいけないことをしたと思っている。」と述べた。

## 2 判断

関係資料の調査、監査委員事務局に対する事情聴取及び関係人調査から、以下の事実が認められた。

- (1) 平成18年7月24日から同年10月15日までの間、前代表監査委員が本件公用携帯電話でアクセスしていたのは、前代表監査委員個人として投資対象としている17銘柄の株価情報を得るためのページのみであること。
- (2) 当該画面にアクセスした目的は、自身のポートフォリオのデータ入手するためであること。
- (3) 平成18年7月24日以降、新聞社等のサイトにアクセスしたのは、平成18年9月県議会総務委員会に出席して証言した10月17日のみであること。
- (4) 平成18年8月1日から同年10月15日までの間、本件公用携帯電話でのメールの送受信はなかったこと。
- (5) 平成18年7月24日より前における本件公用携帯電話の使用方法は、同日以降の使用方法と同じである、すなわち、私的な情報を得るために本件公用携帯電話を使用していたと前代表監査委員は証言していること。
- (6) 本件公用携帯電話でのダイヤル通話の内容に関して、私的

な使用は確認できなかったこと。

- (7) 前代表監査委員の要望に基づき、本件公用携帯電話を貸与した時期は、平成15年12月と推定されること。また、貸与する際には、出張時の連絡用として利用して欲しい旨を伝えたと複数の監査委員事務局職員が証言していること。

上記の事実関係から、前代表監査委員が、職務を遂行する上で必要となる情報ではなく、私的な情報を得るために本件公用携帯電話を使用していたことは明らかであり、前代表監査委員による本件公用携帯電話の使用は、不適正と言わざるを得ない。

以上のことから、パケット通信料が突如として増加した平成16年4月から平成18年10月までのパケット通信料347,189円から、割引料金等を控除した県の実質上の支出額317,579円は、不当な公金の支出と認められる。

#### 第4 意見

1 法第198条の3第1項では、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」と定めている。公正不偏の態度について具体的な定めはないが、一般的に、心のあり方として被監査団体の意見等に惑わされることなく、自立的に自らの信念に基づいて行動するとともに、微細な判断において偏見がなく、客觀性を保持し、利己主義的でないことを解されている。

判断で述べた事実を勘案すると、前代表監査委員の行為は、監査委員の服務に違反し、正当な注意を怠り、過失があったと言わざるを得ない。したがって、前代表監査委員に対し、不当な公金の支出額317,579円を県に支払うよう勧告すべきであると判断する。

以上の経過を踏まえ、今後監査委員は、原則として公用の携帯電話を所持しないこととする。

2 長野県の場合、常勤の監査委員は1人のみであり、常勤の監査委員が代表監査委員を兼ねている。代表監査委員は、監査委員事務局職員を任免することなどから、監査委員事務局に対して権限を有している。今回の問題は、代表監査委員の職にある者に過失があった場合、内部率制が機能しないという課題を明らかにした。

今回の問題を厳肅に受け止め、監査委員の服務を具体化した規程の検討及び監査委員事務局の内部率制が有効に機能するような事務処理制度への改善に取り組むこととする。

3 公用携帯電話の貸与基準、使用基準及び料金プランが各部局や使用者の判断に任せられていることから、早急に統一的な公用携帯電話の貸与基準や使用基準を定めるよう要望する。

監査委員事務局

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月13日

長野県飯山南高等学校長 小松茂美

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入する物品等及び数量

小型バス 1台

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

- (3) 借入期間

平成18年12月18日から平成19年3月31日まで

- (4) 借入場所

仕様書のとおりです。

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯山市大字静間1088

長野県飯山南高等学校

電話 0269 (62) 4125

#### 4 入札手続き等

- (1) 入札説明会

実施しません。

- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月27日（月） 午前10時

イ 場所 長野県飯山南高等学校 会議室

- (4) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年11月22日（水）午後3時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に該当する担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に該当する担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要です。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

高校教育課